

いよいよ始まる！消費税インボイス制度

インボイス制度で何か変わる？ 変わらない？



いよいよインボイス制度の申請期限が近くなってきました。周囲でもちらほら耳にするこの制度、他人事でしょうか？ 前回の復習を含め、ご自身の事業にどんな影響があるか、最新情報とともに再確認していただくため、インボイス制度導入の影響を受ける中小・小規模事業者を対象にセミナーを開催します。

主な講演内容

1日目
入門編

- 1 消費税のしくみ
- 2 消費税の計算方法
- 3 本則課税と簡易課税／有利？不利？
- 4 インボイス制度に向けて

2日目
応用編

- 1 インボイス制度とは
- 2 対象となる事業者は
- 3 インボイス制度を受けるためには
- 4 インボイス制度を受けなかったら
- 5 電子帳簿保存法とインボイス制度の関係

講師プロフィール 会社勤めをしながら1995年税理士試験合格、1999年独立、会計事務所を設立。
船木会計事務所 所長（税理士） 近畿税理士会茨木支部所属。茨木の土地柄、人柄
船木 由子（ふなき ゆうこ）に魅かれ、ご縁あって現在に至ります。

2022年

日時

12月6日火・14日水

両日 14:00
共 16:00

会場

茨木商工会議所

茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ1F

定員

30名 参加費無料

対象

インボイス制度を知らない または インボイス制度の影響を受ける
中小・小規模事業者（消費税免税事業者、免税事業者を仕入・外注先とする事業者等）



※茨木商工会議所の専用駐車場はございません。
（近隣にコインパーキングあり）

裏面の参加申込書にご記入の上、FAXでお申し込みください。

◎新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期や中止等の場合はご連絡します。◎当日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。

主催 **茨木商工会議所** ☎072-622-6631 ✉info@ibaraki-cci.or.jp